

農振農用地区域からの除外のチェックリスト

※除外申請する前に申請できる土地かチェックしてください。

項目	診断結果	
1. 代替性の判断(必要かつ適当であること) (除外申請地以外の土地についての検討)	いいえ	はい
① 農用地(青地)以外で利用できる土地がある。 他法令による、許可見込みの判断	②へ	除外不可
② 申請地は農地転用許可の見込みがない。	③へ	除外不可
③ 申請地は建築確認許可の見込みがない。	④へ	除外不可
④ 申請地は開発許可の見込みがない。	⑤へ	除外不可
⑤ 所有地に農地法等の違反がある。(本人もしくは提供者)	⑥へ	除外不可
⑥ 転用計画が必要かつ適当である。	除外不可	⑦へ
⑦ 面積が妥当である。(必要最小限の面積)	除外不可	2へ

●除外不可の場合:利用可能な他の土地を検討してください。

2. 集団化、連担性に関する支障の有無判断 (除外申請地又はその周辺状況)	いいえ	はい
① 申請地は集団農地にあり、農作業の効率的な利用に支障がある。	②へ	除外不可
② 申請地は宅地等から離れた飛び地にある。	③へ	除外不可
③ 申請地周辺は農地の利用形態が良い地域である。	3へ	除外不可

●除外不可の場合:農地に支障のない土地を検討してください。

3. 農地の利用集積に関わる支障の有無判断 (除外申請地又はその周辺状況)	いいえ	はい
① 申請地、もしくは周辺に利用権設定されている農地がある。	4へ	除外不可

●除外不可の場合:利用権設定されていない土地を検討してください。

4. 農業用施設の機能に関する支障の有無判断 (除外目的等により)	いいえ	はい
① 農業施設の取り壊し等が必要となり支障がある。	②へ	②へ
② 農業施設利用に支障がある。(例:用水路・ため池)	③へ	③へ
③ ①②に支障があり、機能補償等がない。	④へ	除外不可
④ 通風、光彩、騒音、悪臭等の被害が出る。	5へ	除外不可

●除外不可の場合:農業用施設に支障のない土地を検討してください。

5. 土地改良事業に関する判断 (除外申請地について)	いいえ	はい
① 申請地は土地改良事業の受益地である。	6へ	②へ
② 申請地は土地改良事業完了後8年を経過していない。	6へ	除外不可

●除外不可の場合:土地改良事業に支障のない土地を検討してください。

6. 除外申請が可能な土地と判断されます。	除外申請可	
-----------------------	-------	--

↳ ◎農政課窓口で転用計画等詳細についてご相談ください